4　第六条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項並びに第七条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第六条第四項及び第五項並びに第七条第四項中「第一項」とあるのは「第九条第一項」と、第六条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同条第五項中「別紙様式第四号（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第七号」と、第七条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第六条第四項第二号及び第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5　第七条第五項及び第六項の規定は、第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは「第九条第一項」と、同項第二号中「前連結会計年度」とあるのは、「前年同期」と読み替えるものとする。

（四半期の開示事項）

第十条　規則第百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準金庫に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

［一～十　略］

十一　自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）

十二　自己資本比率告示第三十一条各号の算式における分母の額に関する開示事項

2　規則第百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

［一～八　略］

九　自己資本比率告示第二十条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第五号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

十　［略］

十一　自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）

十二　自己資本比率告示第十九条各号の算式における分母の額に関する開示事項

十三　［略］

十四　［略］

3　第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第三号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第八号により、第一項第十二号及び前項第十二号に掲げる事項は別紙様式第九号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係る第一項第十二号に掲げる事項にあっては、第一面に限る。）により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第十三号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

4　第一項第九号及び第二項第九号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

（四半期の開示事項）

第九条　規則第百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準金庫に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

［一～十　同上］

十一　自己資本調達手段に関する契約内容の詳細

［号を加える。］

2　規則第百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

［一～八　同上］

九　自己資本比率告示第二十条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第四号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

十　［同上］

十一　自己資本調達手段に関する契約内容の詳細

［号を加える。］

十二　［同上］

十三　［同上］

3　第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第三号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第四号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

4　第一項第九号及び第二項第十一号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。